

令和6年6月5日

関係者各位

株式会社コペル
代表取締役 大坪 信之

弊社民事再生手続について

平素より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

株式会社コペル(以下「弊社」といいます。)は、令和6年5月31日、森・濱田松本法律事務所を申立代理人として東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年6月5日付で民事再生手続開始決定の発令を受けました。

このような事態となり、お客様及び関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けするところとなり、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。

ご高承の通り、民事再生手続は事業を再建させるための手続であり、弊社が運営している各教室については通常通り運営いたしております。

なお、弊社は、株式会社三菱 UFJ 銀行様より十分な融資枠の設定を受けており、民事再生手続中も事業を継続していくための資金繰りについては万全を期しております。

弊社としては、今まで通り子どもの瞳を輝かせて、幸せな家庭を追求することが私共に課せられた使命であると考えております。全社一丸となって誠心誠意精進してまいりますので、何卒ご支援、ご協力を賜りたく、伏してお願い申し上げます。

弊社お問い合わせ窓口：03-6455-4165

敬具